

- P2 ごあいさつ
- P3 国民民主党の活動
- P6 委員会質疑
 - ・法務委員会
 - 裁判官報酬法・検察官俸給法改正法案
- P7 特定不法行為被害者救済法案
- P9 法務および司法行政に関する調査
- P11 ・北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- P12 ・参議院改革協議会
 - 自殺対策を推進する議員の会
- P13 UAゼンセンとともに省庁要請
- P14 支援組織機関会議でごあいさつ
- P15 UAゼンセン支部第12回定期総会でごあいさつ
- P16 WEB会議等への招待のお願い
 - 国会見学者一覧
 - かわいたかのり公式X(旧Twitter)登録のお願い



いあさけり

あけましておめでとうございます。

日頃より皆様の絶大なるご支援により、国政の場で活動させていただいておりますこと心より御礼申し上げます。

1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により犠牲となられた皆様へ深く哀悼の意を表しますとともに、罹災された皆様に心からお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復旧・復興に向けて全力の取り組みを推進してまいります。

今年の干支である甲辰(きのえたつ)は、長年蓄積された内なるエネルギーが殻を破って芽吹く、つまり変革の始まりを意味するものとの解釈があります。

旧来のしきたりや陋習(ろうしゅう)を打ち破って、停滞する日本の政治・経済を復活させるための転換の

年と出来るよう取り組みを進めてまいります。

昨年は、30年ぶりの高水準の賃上げが実現できました。関係各位のご奮闘に衷心より敬意を表します。その一方、産業間の業績格差は存在しており、地方や中小企業への波及には多くの課題を残しています。足元の消費は供給を上回るほどには活発化しておらず、物価高による名目賃金の上昇による所得税負担と相俟って、可処分所得の増加には至っていません。こうした閉塞状況を打破するためには、持続的な賃上げを実現させるための政策こそが必要だと考えています。国民民主党は昨秋、持続的な賃上げ実現と国民の暮らしを守るため、「生活減税」「物価高騰・持続的な賃上げ対策」「子育て・人材育成」「カーボンニュートラル等の推進」「地方支援」を柱とした「国民に直接届く」緊急経済対策を策定し実現に向け10本の法案を提出する

とともに臨時国会等で訴えてまいりました。引き続き「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」の立場に立ち、国民生活を向上させるため実効性のある政策を是々非々の姿勢で政府に提言してまいります。

またUAゼンセンをはじめご支援をいただいている皆様が取り組まれている政策の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



川合孝典

かわいたかのり国会所属委員会・国民民主党役職等の紹介(2023年12月15日現在)

【国会関係】

法務委員会(理事)、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、参議院改革協議会

【国民民主党関係】

国民民主党 幹事長代行、国民民主党・新緑風会 幹事長、拉致問題対策本部長、国民民主党都道府県連役職 【顧問】北海道、京都(特別顧問) 【代表】岡山 【副代表】青森、群馬、山梨、石川、福井、奈良、鳥取、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄 【選挙対策委員長】東京

【その他】

UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合 特別顧問、民社協会 会長、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長

臨時国会における国民民主党の 提出法案10本



対決より解決。
つくり、
新しい答え。

1

ガソリン税特例税率・二重課税廃止法案 (10/20提出)

50年近くにわたって続いているガソリン税への上乗せ税率(現:特例税率、旧:暫定税率)を廃止し、国民生活と経済をガソリン等の価格高騰から守ります。また、GX推進のため必要となる新たな税制の構築をめざします。

2

所得制限撤廃法案 (10/20提出)

子どもがひとしく健やかに成長することのできる社会を実現するため、子どもに関する公的給付について所得による支給の制限を撤廃するとともに、給付を拡充するなどの見直しを推進します。

3

教育国債法案 (10/20提出)

財政法の一部を改正し、教育・科学技術関係費の財源となる「教育国債」の発行を可能にします。約30年間横ばいが続いている教育・科学技術予算を増加させ、教育無償化を実現するなど「人への投資」を強化します。

4

所得税減税法案 (11/1提出)

物価高騰により生きるための最低限のコストが上がっていることを踏まえ、令和6年度以降の所得税について基礎控除、給与所得控除等の額を引き上げることで非課税となる金額を増やし、インフレに対応した所得税減税を行います。

5

消費税減税法案 (11/8提出)

日本経済が長期にわたり低迷してきた状況から脱却しつつある現状において、持続的な賃上げを伴う経済成長を実現するため、当分の間、消費税を一律5%とします。合わせて、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を廃止します。

6

再エネ賦課金徴収停止法案 (11/15提出)

電気代の値下げを実現するため、再エネ賦課金(正式名称:再生可能エネルギー発電促進賦課金)の徴収を一時停止し、世帯平均の1割(年間約1万円)、電気代を引き下げることをめざします。

7

被害者救済法案 (11/21提出)

解散命令が請求された宗教法人による不法行為等の被害者の救済のため、日本司法支援センター(法テラス)による訴訟支援体制の充実を図るほか、当該宗教法人に対し、財産処分時に所轄庁への事前通知を義務付けるなどの特例を定めます。

8

自賠責保険料早期繰り戻し法案 (11/22提出)

平成6年度および平成7年度に自動車安全特別会計(旧:自動車損害賠償責任再保険特別会計)から一般会計に繰り入れた1兆1,200億円のうち、繰り戻しが完了していない6,000億円の繰り戻しを10年以内に完了するものとします。

9

若者減税法案 (11/30提出)

将来の社会の中核を担う若者の税および社会保険料の負担が重くなっている現状において、少子化、人口減少等の問題に直面する我が国の経済および社会の活力を維持していくため、若者の就労による所得にかかる所得税を軽減します。

10

水産業緊急支援法案 (12/6提出)

水産業が、近年の生産資材の価格高騰に加え、特定の国・地域による科学的根拠に基づかない貿易規制により困難に直面していることから、輸出の促進や国内消費の拡大など、水産業を守り支えるための措置を講じます。

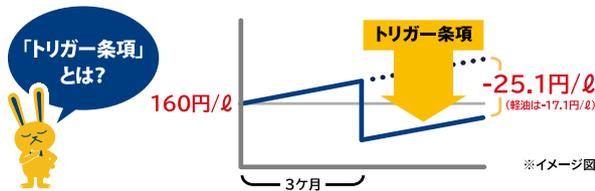
国民民主党主導でガソリン減税を目指します。

11月29日、政府提出の令和5年度補正予算が国民民主党等の賛成により成立しました。

衆議院予算委員会では岸田首相がトリガー条項の凍結解除の検討を行う方向性を示したことを踏まえ、賛成の判断に至りました。

日本経済と国民生活の厳しさが増す中、ガソリン・軽油価格高騰対策は重要課題となっていますが、補助金による値下げは2024年4月末で終了することになっています。また、補助金は石油元売り会社を通じて値下げを図るため、効果が実感しにくいという問題もあります。そのときの価格に合わせて柔軟に値下げができるという点でもトリガー条項凍結解除の方が優れた政策手段と言えます。国民民主党は、与党との3党協議を再開し、トリガー条項凍結解除を目指します。

また、国民民主党は補正予算の採決に先立ち組替え動議を提出しましたが、賛成少数で否決されました。組替え動議の内容は右記の通りです。



トリガー条項(租税特別措置法第八十九条)とは、ガソリン価格が3ヶ月連続で160円/ℓを超えた場合に、上乗せされている特例税率25.1円/ℓ(軽油は17.1円/ℓ)を停止し、ガソリン・軽油価格を引き下げる措置です。このトリガー条項は東日本大震災の復興財源確保を名目に2011年以降凍結されていました。国民民主党は、トリガー条項の凍結解除を公約に掲げ、その実現のためにあらゆる手を尽くしてきました。



国民民主党による組替え動議のポイント

① 所得税減税

政府案に連動した税制の見直しのうち、所得税減税に関しては物価上昇率や名目賃金上昇率等を考慮し、基礎控除・給与所得控除等の額を引き上げる等、国民民主党案に修正する。

② ガソリン減税

トリガー条項の凍結を解除し、いわゆる「暫定税率」・「二重課税」を廃止することで、ガソリンや軽油価格の大幅な値下げを実現する。

③ 消費税減税・インボイス廃止

安定的に賃金上昇率が物価上昇率より2%上回る状況の実現・維持に向けて、当分の間の措置として消費税率を10%から単一税率の5%へ引き下げつつ、インボイスも廃止する。

④ 法人税(投資)減税

投資額以上の償却を認める「ハイパー償却税制」導入や少額減価償却資産特例の上限額を引き上げる。

⑤ 賃上げ減税の拡充

税額控除額の引上げ、価格転嫁等の取引条件を改善した企業等への適用拡大、赤字法人も対象となるよう減税項目を法人事業税・固定資産税・消費税に拡大する。

⑥ 農林水産業支援

農林水産業関連の物価高騰対策、価格転嫁支援、所得補償を行う。

⑦ 年少扶養控除の復活、所得制限撤廃

子育てにかかる経済的負担を改善するためにも、各種子育て支援制度の所得制限撤廃と拡充、年少扶養控除の復活を行う。

⑧ ケア労働者(介護、看護、保育従事者)の賃上げ

介護人材等の賃金が適切な水準となるよう緊急の予算措置を講じる。

国民民主党の「生活減税」4本柱

所得税減税

- 所得税を課す最低金額引き上げ等による「ブラケット・クリープ^{*}

ガソリン減税

- トリガー条項凍結解除
- いわゆる「暫定税率」・「二重課税」の廃止

消費税減税

- 5%の単一税率にすればインボイスは不要に

法人税(投資)減税

- 投資額以上の償却を認める「ハイパー償却税制」導入
- 少額減価償却資産特例の上限額引き上げ

^{*}賃金上昇に伴う名目所得の増加によってより高い所得税率が適用され、賃金上昇率以上に所得税収が増える(税負担が増える)現象のこと。

国民民主党は「政策本位」で日本を動かします。

国民民主党の活動

要請・要望拝受

ご支援をいただいている組織の皆様より頂戴した要請・要望を紹介させていただきます。

11月6日、U Aゼンセンの皆様より「令和6年度税制改正」に向けた要望をいただきました。

要望にあたり古川書記長より「デフレ経済から脱却し、所得格差を是正していくためには、企業や産業の安定的な成長を通じ、物価上昇を上回る賃金の継続的な引き上げが必要。また税による所得の再分配機能を強化していくことも重要となる。全国の働く仲間の声を税制に反映願いたい」旨が述べられました。その後、製造産業部門、流通部門、総合サービス部門の皆様より次の税制改正要望をいただきました。

- ・賃金の持続的な引き上げに取り

組む企業への支援や退職所得課税の見直し

- ・研究開発促進税制の更なる拡充
- ・医薬品や医療機器の安定供給に資する投資促進税制の創設
- ・外形標準課税の見直し
- ・領収書などにかかる印紙税の廃止



健康増進税制の創設

- ・ゴルフ場利用税の廃止
- ・食事手当の非課税限度額の引き上げ

11月6日、J E C連合の皆様より「令和6年度税制改正」に向けた要望をいただきました。

要望にあたり堀谷会長より「J E C連合では石油・化学・塗料・セメント・医薬化粧品の各部会が主体となり各産業が社会と共存して持続可能で健全な産業の発展を実現し、そこで働く仲間が安心して働くための政策を策定している。国民民主党には働く者の立場に立ちJ E C連合が掲げる政策の実現に向けて尽力願いたい」旨が述べられました。

- その後、各部会の皆様より次の税制要請をいただきました。
- ・脱炭素と国際競争力を両立する原燃料・炭素に対する課税環境の整備
 - ・自動車用燃料にかかる税制の見直し

直し

- ・設備投資を促進する税制
- ・研究開発を促進する税制



12月8日、J R連合の皆様より「2024問題」を目前に控えるなかでのJ R産業の課題解決に向けた要請をいただきました。

要請にあたり荻山会長より「J



R産業はコロナ禍により2020年度に3兆円の減収、1兆円の当期赤字を計上するなど未曾有の経営へのダメージを被った。各方面の支援もあり現在は運輸収入がコロナ禍前の約9割まで回復し安定軌道に戻りつつあるが、長期債務が3

- ・年間2・5兆円拡大したほか、動力費が直近1年間で1・6倍、約800億円の負担増となり大幅な経費増嵩に見舞われるなど経営への深刻な負担が及んでいる。また喫緊の課題では「2024年問題」への対応、中長期的には「カーボンニュートラルの実現」への取り組みが求められる。JR産業の課題の解決に向けた政策の推進を要請するので積極的な支援を願う旨が述べられました。
- ・その後、次の要請をいただきました。
 - ・物流「2024年問題」における貨物鉄道の積極的な活用
 - ・鉄道設備の保守や建設に関わる建設業「2024年問題」の課題への対応
 - ・コスト増や社会的要請対応の適正な価格転嫁
 - ・脱炭素化に向けた鉄道への支援や利用促進
 - ・「改正地域交通法」の趣旨に基づいた持続可能な地域モビリティ



12月15日 北朝鮮の最新情報を知り、全拉致被害者救出への方途を考える国際セミナー



11月26日 全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会

ティ実現に向けた実効ある議論の推進

**拉致問題対策本部長として
ごあいさつ**

北朝鮮による拉致被害者全員の救出を実現するための集会で、拉致問題対策本部長としてごあいさつをさせていただきました。

委員会質疑

法務委員会

**裁判官報酬法・
検察官俸給法改正法案**

本法案の概要は、民間給与の上昇によって生じた官民の給与較差を解消するための人事院勧告に基づく措置ならびに公務員の働き方改革を促進するため在宅勤務手当の新設やフレックスタイム制の活用促進を講じる内容となっています。

11月16日、法案に関連して、裁判所職員の労働時間管理の改善状況やフレックスタイム制のさらなる取り組みの推進と職員の働き方改革への認識の検証を行うよう提言。また技能実習制度の見直しに向けて大臣の認識を問いました。

昨年11月の質疑で裁判所職員の労働時間管理の状況について最高



裁に確認したところ「裁判所職員の労働時間等の管理は各裁判所に委ねているが、労働時間管理の在り方については議論を進めていきたい」との考え方が示されました。1年が経過するなか現在の状況を問うと「職員の出勤時刻や超過勤務の申請など、システムの導入に向け検討を鋭意行っており、最高裁において試行的運用を開始すべく準備を進めている」と前向きな取り組みが報告されたことを受けて、労働時間を正確に把握することが適切な人員配置にもつながることを指摘し取り組みをしっかりと進めるよう求めました。

裁判所職員のフレックスタイム制の利用状況は、2022年11月

の段階で1,329人が利用されています。一般的にフレックスタイム制を導入することにより柔軟な働き方が実現すると認識されている一方、終日の有給休暇が取得できなくなったなどの声があることを指摘。裁判所職員の働き方改革がきちんと進んでいるのかという視点から検証を行うよう提言しました。

技能実習制度の見直しに向けて有識者会議の議論が進んでいきます。この議論に対する小泉法務大臣の認識を問いました。また、有識者会議の議論のなかで転籍要件について当初は1年の就労後、一定の試験に合格すれば可能との方向性が示されていましたが、受け



入れ企業側などから「せっかく育てた人材が僅か1年で転籍されては持ち出したコストに合わない」との異論があり2年とする案が出ていることに対する大臣の認識を問いました。

大臣は有識者会議の議論に対する認識について「外国人も日本人とともに豊かになっていける社会、外国人に選ばれる国になることを念頭に置きながら議論がされ法制化に進んでいると思う。新たな制度の趣旨としては、目的を踏まえた転籍の要件、来日前の手数料負担の軽減対策、管理団体の独立性・中立性の確保、外国人の人権配慮が掲げられていると認識している」、転籍要件については「いろいろな議論を尽くし制度を置いてみて必要などころは直していくということを旨として関係者の総意をつくって、適正な制度を最終的に見出していきたい」と語りました。

この答弁に対し「技能実習制度は実習生に日本の優れた技術を学

んでいたが、母国の発展に寄与していただけるよう実習を行うことで始められたが、実際には日本人の労働者が就かないきつい仕事の労働力として受け入れられている。本音と建て前から技能実習という言葉自体が空文化している」と指摘し「無理に実習・研修という枠組みにはめ込むのではなく、有識者会議での議論を進めていくべき」と訴えました。

※本法案は11月17日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

特定不法行為被害者救済法案

12月7日、特定不法行為被害者救済法案が成立した後には被害



者救済の実効性が図られるよう提言しました。

本法案は自民党、公明党の案に国民民主党の案を加えた3党による議員立法です。憲法20条の「信教の自由」29条の「財産権」などから合理的な法案となっています。

法案の概要は、解散命令を請求された宗教法人に対して被害者の民事訴訟を日本司法支援センター（法テラス）が支援体制を強化すると同時に弁護士費用の援助や不動産財産の仮差押えに必要となる担保金を国が支援すること。また



財産移転を監視して財産保全をし易くするものです。

対象となる宗教法人は、被害者が相当多数存在することが見込まれ財産処分および管理の状況を把握する必要がある場合は指定宗教法人として指定し、さらに指定宗教法人のうち財産の隠匿により被害者の権利を害する恐れのある場合は、特別指定宗教法人に指定して四半期ごとに財産目録等を作成し所轄官庁へ提出させ、その財産目録等を被害者が閲覧できるところ。加えて財産の海外流出を防止するため外為法55条により解散命令請求を受けた宗教法人は海外に送金する場合は事前に報告することや送金などに必要な報告期間を短くするとされています。

質疑では、法案の成立後は法テラスの体制強化がされたことにより被害者の方々が民事訴訟の申立てがし易くなったこととともに、この法律は旧統一教会の救済のみならず靈感商法の救済を含むものであ



ることを広く周知するよう提言しました。また指定宗教法人等の財産が海外流出することがないように、文化庁は財務省へ資料提供を依頼し全数把握を行いこの法律がきちんと運用されるよう訴えました。

12月12日、指定宗教法人等の財産が海外送金により散逸させないための関係省庁間の情報共有の在り方や消費者契約法の特定不行為への適用の課題に関して提言しました。

前回の質疑で指定宗教法人の財産が海外送金により散逸することのないよう文化庁が財務省に資料

提供を求め全数把握を行うよう提言し文化庁の認識を問うと「財務省に依頼し把握できる情報を最大限収集し当該法人の財産の動向等を把握する」と述べるに止まりました。改めて全数を把握するといえない理由を問うと「文化庁は財務省からいただく側の立場から全数とは言い切れない」との答弁であり、これでは全数把握できない可能性があると指摘。文化庁の依頼を待たず財務省側から情報発信がされる制度となるよう今後検討するべきと提言しました。

全国統一教会被害者弁護士団の声明で財産保全に関して所轄官庁が調査権限を行使できるよう指摘がされています。発議者（法案提出者）に弁護士団の指摘に対する認識を問うと「所轄官庁である文化庁が当該宗教法人の解散命令請求を行っていることから司法の構造として争訟の相手方になっている者に対して関連する調査権限を与えることは慎重な検討が必要」との見解が示



され、この答弁に対し「調査権限については検察などの第三者機関が行使できるよう検討すべき」と提言するとともに、財産保全に関して

包括保全とすべきとの意見があるものの、憲法や様々な規定に抵触する恐れがあることから本法案となつたことは理解する一方、この法案だけでは100%大丈夫と言えないことを指摘。法律が運用される中で財産保全の実効性が高められるよう議論を進めるべきと提言しました。

また昨年、消費者契約法が改正された一つの目的が旧統一教会問題でありました。改正により法の適用対象の拡大とともに取消権時効についても「追認することができる時から1年を3年へ」「契約締結時から5年を10年へ」と行使期間の伸長がされました。しかし適用になるものとならないものが解釈上生じていることを指摘し、今後、消費者契約法を旧統一教会問題にどのように活用できるのか前向きに検討していくべきと提言しました。

※本法案は12月13日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

法務および司法行政に関する調査

入管難民法改正に伴うその後の入管庁の対応状況を問う

11月9日、先の通常国会で成立した改正入管難民法により補完的保護対象者の認定制度が本年12月から始まり、来年6月には改正法の全面施行がされます。現在の出入国在留管理庁の準備状況などを法務大臣に問いました。

改正法の実際の運用までには様々な準備が進められます。その一つとして、附帯決議では「日本における難民認定申請者の主な出身国や申し立て内容に関する出身国情報を取りまとめ、業務の支障のない範囲内で公表する」とされています。政府の現在の対応を確認すると「従前からアメリカ、イギリス、オーストラリアなどの諸外国が公表した出身国情報に係る報告を翻訳してホームページに掲載している」「難民調査官がインター



ネット等を活用して最新の出身国情報の収集に努めている」などこれまでの対応と何ら変わらない状況が報告されたことから「これまでの取り組みに加え外務省と連携を取り、各国の在外公館などから正確な情報収集に努めるべき」と提言し大臣の認識を問いました。

また出入国在留管理の現場の業務量がぎりぎりのなか、政府方針で2030年にはインバウンドを6千万人とする目標を掲げています。加えて大臣所信では外国人との真の共生社会を進めると述べられています。これらを実現するためには適切な出入国管理と同



時に出入国管理体制の整備が極めて重要になると指摘した上で、しっかりと予算を確保して人員の拡充ならびに体制整備を図るよう提言し、大臣の考え方を問いました。大臣は、難民認定者の出身国情報の公表については「外務省との連携は非常に大事なことだと思ふ。在外公館や在京大使館にもアプローチを日々できるところがあるので、しっかりと取り組みたい」、また出入国管理体制の整備については「私もまったく同感であり、出入国管理体制の充実とプレゼンスの充実の両方が必要と思う。外国人から見て日本の入口である地

方出入国在留管理局は外国人にとって日々の様々な活動の柱になる。十分な人員と予算を確保することが緊急の課題と思つている。予算確保に向け頑張つてまいると応じました。

難民認定申請時の負担軽減と

申請窓口の環境整備を提言

11月14日、難民申請窓口の環境整備や補完的保護申請者の振り分け判断の重要性などを指摘しました。

難民および補完的保護対象者の認定申請書の様式が12月1日から変更されます。



申請書は12ページにわたり迫害理由等を含め申請理由を十全に記入する必要がありますが、申請の9割が行われる東京入管の申請窓口では、記入する場所もなく椅子の上や壁を利用して記入しているケースが多く見受けられます。また何度も窓口に赴きやっと申請書を受理してもらつた事例もあり、多くの時間や交通費を費やしています。申請手続が円滑に行えるよう申請者の負担軽減と申請窓口の環境整備を図るよう政府に提言しました。

難民認定とは別に補完的保護認定制度が12月1日より始まります。難民申請案件の振り分けは、A案件「難民条約上の難民である可能性が高い」、又は本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する者」、B案件「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している者」、C案件「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰





り返す者」、D案件「上記以外の者」とされています。一方、補完的保護対象者は迫害のおそれのある理由が難民条約上の5つの理由に限定されない者であるため、申請内容に応じてA案件かB案件に振り分けるとされています。B案件に振り分けられることにより補完的保護対象者としての可能性が低減してしまうことから、案件の振り分けが極めて重要であると指摘しました。

難民認定者等への日本語教育については、定住プログラムとして日本語教育572時間や日本語教育相談が提供されますが、難民認定

者等が実際に教育プログラムにアクセスできるかが重要であり、周知の体制整備と同時に活用状況等についてもしっかりと検証するよう提言しました。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

12月4日、「北朝鮮向け短波ラジオ放送「しおかぜ」の活動に関する課題」について松野拉致問題担当大臣、上川外務大臣の認識を問いました。

現在、北朝鮮に拉致されている被害者の方へメッセージを送るため、特定失踪者問題調査会が短波ラジオを活用して「しおかぜ」の放送活動をしています。この活動に対し松野拉致問題担当大臣、上川外務大臣に評価と認識を問うと、両大臣ともに「北朝鮮域内への情報伝達手段が極めて限られているなか、拉致被害者等の日本人や北朝鮮市民・北朝鮮当局に対し



て日本側から政府や日本国民、国際社会からのメッセージを伝達する手段として北朝鮮向けラジオ放送は大きな効果を果たしている。これからも途切れることなくメッセージを伝達することが大事である」と前向きに語りました。

この答弁に対し、かつてイラク戦争の際にイラク在留の日本人の方が欧米の方と1か所にまとめて拘束されていたときにイギリスBBC放送やボイス・オブ・アメリカは1時間ごとに拘束されている方へ元気づけのメッセージを発信していたのに対し、日本は相撲の取組結果や料理番組を放送してい

たことから、拘束されている日本人は惨めな思いとともに日本人に生まれてきてよかったのかと真剣に悩まれたという書籍があることを紹介した上で、拉致された方々へ「頑張れ必ず助けに行くから」とのメッセージを国として発信することが元気づけになると強く訴えました。

また2006年に始まった「しおかぜ」の放送の周波数帯に対して北朝鮮による妨害電波が出され続けています。妨害を受けながらも放送を届けるため異なる周波数帯を使って同時に放送をしています。しかし、「しおかぜ」を送信している八俣送信所（茨城県古河市）に設置されている100キロワット短波送信機二機は2024年以降廃棄することになっています。その結果10か月の工事期間中、妨害対策の二重放送ができなくなる懸念があり政府の認識を問うと、松野大臣は「施設を所有・管理等を行っているKDDI、NHKと特定失踪



者問題調査会の三者で協議を尽くし、「しおかせ」が担う重要な役割を踏まえ拉致被害者等への情報発信に支障が生じないように適切に対応してまいります」と語りました。

この答弁に対し「KDDIやNHK任せにするのではなく政府が主体的に働きかけを行うべき」と訴えました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻では最初にインターネット環境が遮断されました。その時にアナログ放送が唯一の通信手段になると考え

るイギリスBBCやRti台湾国際放送は短波放送の強化を図っています。台湾では台湾海峡有事に備えて300キロワット送信機7機と100キロワット送信機4機の11機を持っています。一方、八俣送信所には現在300キロワット送信機5機と100キロワット送信機2機の7機があるものの2024年以降4機に削減する計画があり、安全保障上の観点から危機感をもって対応するよう訴えました。

参議院改革協議会

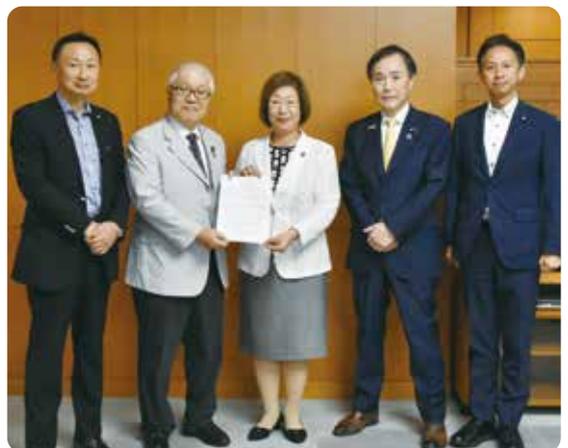
7月26日、9月28日に開催され、「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」「デジタル化、オンライン審議」「参議院の組織及び運営の改革」などについて協議を行いました。また参議院改革協議会の下に設置されている選挙制度専門委員会が開催され「参議院選挙制度」に関して協議を行いました。



自殺対策を推進する議員の会

8月8日、私が事務局長を務める超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」は、永岡文部科学大臣に「国民の命を守る、自殺対策予算の確保等を求める緊急要望」を提出しました。

要望にあたり、本年6月に「こ



どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が作成した「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において「子ども（若者）の自殺危機対応チーム」を各都道府県および指定都市に設置を目指すこととされていることに速やかに対処され、すべての児童生徒が自殺対策に係る支援を的確かつ迅速に受けられる状況が早期に実現されるよう、設置・運営に必要な予算を確保すること。また厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣の連名で、全国の知事及び指定都市市

長、都道府県等の教育長等へ「子ども（若者）の自殺危機対応チーム」の設置を呼び掛ける文書を発出すること。併せて学校が「自殺リスクに関する検診ツール」等を使って児童生徒に対して「心の健康診断」を実施する際に予算不足が理由で実施できない現状を改善するため、すべての学校において必要な予算が確保されるよう文部科学省が主体となり取り組むよう訴えました。

※8月10日、議連は「厚生労働省」ならびに「こども家庭庁」を訪問し、文部科学大臣へ要望した。三大連名による「子ども（若者）の自殺危機対応チーム」の設置を全国自治体に呼び掛ける文書の発出を求めるとともに
 ①地域の取組を強化するため「地域自殺対策交付金」を大幅に増額すること ②自殺対策のEBPM（証拠に基づく政策立案）やDX化促進等のための「調査研究等業務交付金」を増額



すること ③こども家庭庁の「自殺対策室」の体制を大幅に強化することを要望しました。

UAゼンセンとともに 省庁要請

UAゼンセン2023重点政策実現に向け厚労省要請

7月7日、UAゼンセン松浦会長、各部門の皆様と厚生労働省を

訪問して「2023年度UAゼンセン重点政策」のうち厚生労働分野に係る要請書を羽生副大臣に提出しました。

副大臣との意見交換では、私から薬価改定に関して「製薬産業には創薬など大きな税収が見込める分野が含まれている。保険財源確保のみに注目した薬価引き下げは、税収といった観点からも問題がある」と指摘しました。

重点政策（厚生労働分野）

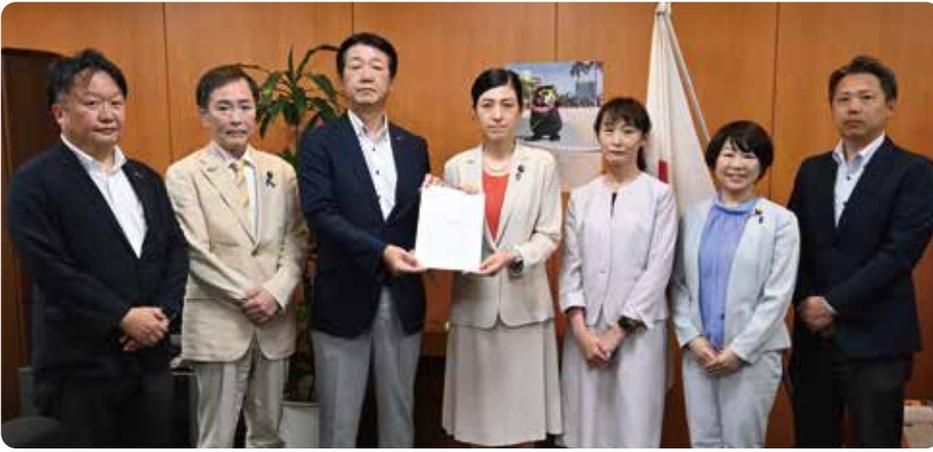
- ・ 継続的な賃金引き上げを実現できる環境整備の推進
- ・ 働き方に中立的な社会保障制度の構築
- ・ 雇用形態に公正な処遇の整備とひとり親に対する支援強化
- ・ 男女共同参画の推進と固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ 外国人労働者の受け入れ体制の整備
- ・ 安全衛生水準の向上
- ・ カスタマーハラスメント対策の推進



- ・ 薬価・材料制度の抜本的な見直しや医療DXの推進およびヘルスリテラシーの強化
- ・ 介護および医療従事者の処遇改善と事業者に対する支援強化

NCCUとともに介護従事者の処遇改善を求め厚労省要請

7月28日、UAゼンセン日本介護クラフトユニオン（NCCU）の皆様と厚生労働省を訪問し介護報酬の引き上げを求め、本田政務官に要請書を提出しました。



要請にあたり染川会長より「2024年4月に3年に一度の介護報酬の改定を控えており、次回の改定が介護従事者の賃金をはじめとする処遇改善につながる引き上げを行うこと」を訴えました。

10月18日、NCCUの皆様と厚生労働省を訪問し、宮崎副大臣へ介護従事者の処遇改善を求める署名622,365筆を提出し、染川会長より2024年介護報酬改定にあたり「介護業種は賃金面などで他産業と大きな隔たりがある。本年の労働条件闘争では、各業種で大きな賃上げの成果を上げたが、その一方で介護業種との格差はさらに広がる結果となった。人手不足も深刻で、施設では人手不足から施設の対応可能人数に余裕があるにも関わらず、利用を断らざるを得ない事例もある。今回、提出した署名をふまえ、介護従事者の思いと危機感を理解いただき、即効性のある対応を



お願いしたい」と訴えました。

私からは「介護現場が抱えている実態を明らかにし、それをしっかりと伝えていくことが介護業種の処遇改善に関する国民の理解醸成につながる。介護業種の実態を共有することについては積極的に協力したい」と提言しました。

支援組織機関会議でごあいさつ

ご支援いただいている組織の機関会議でごあいさつをさせていただきました。



9月12日 IKI・IKIライフクラブ全国代表者会議



9月12日 交通労連第61回定期大会



10月5日 基金労組第119回中央委員会

UAゼンセン支部第12回定期総会でごあいさつ

日程調整が可能な範囲でお伺いしごあいさつをさせていただきました。
今後も精力的に全国各支部にお伺いいたしますのでよろしくおねがいたします。



9月30日 香川県支部



10月4日 神奈川県支部



10月6日 和歌山県支部



10月7日 山梨県支部



10月12日 東京都支部



10月13日 沖縄県支部



10月14日 岡山県支部



10月14日 広島県支部



10月14日 山口県支部



10月15日 鳥取県支部



10月18日 徳島県支部



10月22日 福岡県支部



10月22日 宮崎県支部



10月28日 愛媛県支部



11月19日 高知県支部

WEB会議等への招待もお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆さま(2023年12月28日現在)

UAゼンセン都道府県支部…41 都道府県支部 173 回(北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)

単組・労連等…905 回

※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応もいたします。(TEL:03-6550-1223 メールアドレス takanori_kawai@sangiin.go.jp)



国会見学者一覧 2023年7月1日～2023年12月28日

2023年7月1日から12月28日までの間、515名の皆様が国会見学・会議等にお越しくださいました。今後も団体の皆様をはじめご家族ご友人など、たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきます。国会見学のお申し込みは「かわいたかのり」ホームページよりお願いいたします。

日付	見学者	日付	見学者
2023年 7月 3日 月	DCMユニオン	2023年 9月11日 月	第一貨物労働組合
2023年 7月 4日 火	ちよだ監労働組合	2023年 9月29日 金	旭化成労働組合 延岡支部
2023年 7月 5日 水	旭化成労働組合 境支部	2023年 10月18日 水	交通労連トラック部会
2023年 7月 6日 木	コメリグループユニオン連合会	2023年 10月25日 水	タキロンシーアイ労働組合
2023年 7月11日 火	アークミールユニオン	2023年 10月27日 金	東レ・ダウコーニング労働組合
2023年 7月11日 火	長谷川たかこ足立区議会議員と支持者の皆様	2023年 11月 9日 木	帝人ファーマ(株)
2023年 7月14日 金	UAゼンセン神奈川県支部 流通・総サービス部門協議会	2023年 11月10日 金	ダイワボウ労働組合
2023年 7月18日 火	サイゼリヤユニオン	2023年 11月14日 火	サミット・レイパー・ユニオン
2023年 7月26日 水	セカンドライフ協会	2023年 11月16日 木	東レ労働組合 東京支部
2023年 7月31日 月	水沼様ご家族	2023年 11月17日 金	青山様
2023年 8月 2日 水	平和堂労働組合	2023年 11月17日 金	スズケン労働組合
2023年 8月 8日 火	コモディイダ労働組合	2023年 11月24日 金	ダイワボウ労働組合
2023年 8月21日 月	コープこうべユニオン	2023年 11月29日 水	関西ケースユニオン
2023年 8月23日 水	ヘルスケア産業プラットフォーム	2023年 11月30日 木	川合孝典を応援するはなど愉快的仲間たち
2023年 8月25日 金	帝人労働組合	2023年 12月12日 火	UAゼンセン新入局員研修会
2023年 8月28日 月	丸石製薬労働組合		
2023年 9月 7日 木	東洋紡労働組合		

2023年7月1日～2023年12月28日 515名 / 2016年9月～累計18,154名



かわいたかのり公式X(旧Twitter)

登録をよろしく
お願いいたします

